

入札制度等の変更について

H18.9.4

H18.9.5(一部補足)

平成18年9月1日から次のとおり入札制度等を変更しますので入札に参加する場合は御注意ください。

建設工事について

- 平成18年9月1日以後に公告する案件で、低入札価格調査の対象となり落札した方は以下のとおりとなります。
 - 履行保証の割合及び契約解除時の違約金の割合をこれまでの1割から2割に引き上げます。履行保証の割合が契約金額の10分の2以上の場合、従来の付保割合と比べて保証の引き受けを拒否される場合がありますので御注意ください。
 - 当該案件で契約の締結を辞退した場合の指名停止期間は最低2か月、粗雑工事をした場合の指名停止期間は最低3か月としますので、入札の際には積算誤り等がないよう十分留意してください。
- 平成18年9月1日以後に公告する案件で、前々年度（今年度のみ平成17年度）から低入札価格調査案件の契約可否の決定時までの間に通知された柏市長（水道事業管理者を除く）発注の工事の成績で65点未満がある方は、低入札価格調査基準額を下回る価格で入札した場合、当該案件は参加資格がないものとなります。**

例：9月14日の開札案件で、低入札価格調査基準額を下回る価格で入札した者であって、6月14日に工事評点63点の通知を受けていた場合、当該入札は参加資格がないものとなります。
- 平成18年9月1日以後に公告する案件については、低入札価格調査基準額の公表を行います。
- 低入札価格調査においては、開札日の翌日までに、下請業者や資材等の納品業者からの見積書の写しの提出を求めるほか、詳細な回答書の提出を義務付けます。

なお、回答書の様式等は、ホームページの様式集に9月中旬までに掲載します。

5 低入札価格調査案件については、発注課・監督課・検査課における更なる工事パトロールの強化等を行う予定です。

6 今後予定している施策

柏市長（水道事業管理者を除く）発注の工事の評点で一定基準点数未満の成績の通知を受けた者は、一定期間中、契約課が執行する入札に参加することができなくなりますので、施工に当たっては、品質の確保に努めるようにお願いします。

建設工事及び業務委託について

平成18年9月1日以後に公告する案件から適用する変更事項

1 入札期間等の変更

(1) 公告日が、木曜日から水曜日となります。

(2) 入札に要する期間

ア 予定価格5千万円未満は、15日間となります。

イ 予定価格5千万円以上は、22日間となります。

2 本市の案件を受注した場合、同一案件での他の入札参加業者を下請とすることは原則禁止とします。

なお、特段の理由があり他の入札参加業者を下請とする場合は、着手届の下請業者選定届の理由書（様式は9月中旬までに改正予定）に理由を記載し、発注又は監督部署の承認を得ることが必要となります。